



平成 27 年 11 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社雑貨屋ブルドッグ
代表者名 代表取締役 久岡 卓司
(JASDAQ・コード3331)
問合せ先 取締役 細見 克行
(TEL. 06-6260-5505)

債務超過の猶予期間入りに関するお知らせ

本日当社は、有価証券報告書を提出し、平成 27 年 8 月期において債務超過となったことから、本日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の発表のとおり、有価証券上場規程第 604 条の 2 第 1 項第 3 号（関連規則は同第 601 条第 1 項第 5 号本文）（債務超過）に該当するため、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる法定開示書類

有価証券報告書（自 平成 26 年 9 月 1 日 至 平成 27 年 8 月 31 日）

2. 債務超過に至った経緯

当社は、平成 25 年 4 月 15 日付『アクサス株式会社との資本業務提携等に関するお知らせ』に記載のとおり、同日資本業務提携契約書を締結し、商品の相互供給、物流拠点の相互活用、店舗出店、人材交流、当社店舗をアクサス株式会社（以下「アクサス」といいます。）の業態へ転換する等の検討を開始し、両社の相互協力体制となりました。しかしながら、新経営陣に刷新し迎えた平成 25 年 8 月期第 3 四半期決算におきまして、平成 25 年 9 月 13 日付『適切な会計処理が行われていなかった疑義に関する調査のための第三者委員会設置のお知らせ』、平成 25 年 11 月 11 日付『第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ』に記載のとおり、たな卸資産に関して不適切な会計処理が行われていた疑義が発生しました。結果として、第三者委員会による調査を含むその後の調査で、過去 5 年間にわたりたな卸資産の架空計上を含む不適切な会計処理がなされていたことが判明し、平成 25 年 12 月 20 日に過去 5 年間の有価証券報告書等を訂正し、その後、再発防止のために東京証券取引所へ改善報告を実施してまいりました。

限られた極端に短い時間の中で、前述の過年度決算訂正をはじめ、旧経営陣体制から残留し山積された危急な問題事項に対し、最善の方策を実施して参りましたが、社内管理体制の整備等に多くのリソースを割かなければならないうえ、想定しないキャッシュ・アウトが突発する状況が継続し、店舗戦略による業績改善まで及ばない状況でありました。

前述のような状況により、平成 27 年 4 月 14 日付『継続企業の前提に関する事項の注記に関するお知らせ』にて開示しましたとおり、平成 24 年 8 月期から平成 26 年 8 月期まで 3 期連続営業損失となり、平成

27年8月期第2四半期累計期間におきましても引き続き営業損失を計上したため、同日付『平成27年8月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)』において継続企業の前提に関する事項の注記をいたしました。

当社は、平成26年8月期より、在庫過多の是正、積極的な業態転換、業績改善が見込めない不採算店舗の撤退、マーチャンダイジングの刷新等により企業価値の向上に取り組んでおりましたが、前述のとおり企図していた店舗戦略による業績改善まで及ばず、同日付『経営合理化の取り組みおよび特別損失の計上に関するお知らせ』にて開示しましたとおり、同日付の取締役会決議において、更なる収益改革のための合理化の実施を決議し、取り組んで参りました。

上記の合理化の実施により、平成27年8月期及びそれ以降の損失を最小限に留めるよう努力して参りましたが、平成27年8月期において当期純損失が1,764百万円となった結果、143百万円の債務超過となりました。

3. 猶予期間

平成27年9月1日から平成28年8月31日

4. 今後の見通し

①債務超過の解消見込みについて

平成27年10月15日付『株式会社雑貨屋ブルドッグとアクサス株式会社との共同持株会社設立(共同株式移転)に関する経営統合契約書の締結及び株式移転計画の作成について』に記載のとおり、当社は共同株式移転の方法に基づく完全親会社(共同持株会社)の設立(以下「本株式移転」といいます。)による経営統合について協議を開始することについてアクサスと基本合意書を締結し、その後、鋭意協議を重ねてまいりました。その結果、平成27年10月15日付にて、当社とアクサスは経営統合契約書(以下「本統合契約」といいます。)を締結するとともに、株式移転の方式により共同持株会社であるアクサスホールディングス株式会社(以下「共同持株会社」といいます。)を設立するための株式移転計画書を作成いたしており、平成27年11月27日の当社及びアクサスそれぞれの定時株主総会にて承認されております。

当社は、本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、東京証券取引所の有価証券上場規程等に基づいて平成28年2月25日をもって東京証券取引所が運営するJASDAQ(スタンダード)市場(以下「JASDAQ市場」といいます。)を上場廃止となる予定であります。

当社及びアクサスは、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所JASDAQ市場に新規上場申請を行う予定であります。

東京証券取引所JASDAQ市場への上場日は、東京証券取引所の有価証券上場規程等に基づいて決定されますが、共同持株会社の設立登記日である平成28年3月1日を予定しております。

また、当社及びアクサスの直近決算日である平成27年8月31日における株主資本の額(簿価)の合算金額は1,635百万円であり、新たに設立する共同持株会社での連結決算において債務超過は発生しない見込みであります。

②実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り見込みについて

平成27年4月14日付『「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間入りに関するお知らせ』のとおり、当社の株式は、本株式移転の効力発生をもって新設される共同持株会社に株式移転され、共

同持株会社が JASDAQ 市場へテクニカル上場する予定ですが、「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間に入る見込みです。猶予期間に入った後も共同持株会社の株式の上場は引続き維持され、本株式移転の効力発生日の属する事業年度の末日から3年を経過する日（平成31年8月31日）までに共同持株会社株式が新規上場基準に準じた基準に適合すると認められた場合には、猶予期間から解除されることとなります。

猶予期間内に、東京証券取引所による基準に適合しない場合には上場廃止となる可能性があります。共同持株会社は、東京証券取引所が定める当該基準に適合すると認められるための審査を受ける予定であり、当該基準に適合すると認められるよう、万全の体制で準備を行ってまいります。

以 上